

# 大阪2mSSB愛好会会則

## (名称)

第1条 この会の名称は大阪2mSSB愛好会という。(以下愛好会という)

## (所在地)

第2条 この愛好会の事務局は事務局宅に置く。

## (目的)

第3条 愛好会は、営利を目的とせず、アマチュア無線業務を積極的に運用し実験研究を行い、会員相互の親睦、愛好家との友好を深め併せてアマチュア無線の発展に寄与する事。

## (基本方針)

第4条 1. アマチュアコードにある、良き社会人、健全、親切、進歩的、国際的である事。  
2. 2mSSBをアクティブに運用する事。

## (会員)

第5条 会員は、大阪府に常置場所を有するアマチュア無線局の入会者を正員とし、他府県に常置場所を有するアマチュア無線局の入会者は協賛会員とする。  
社団局、相互免許協定による免許局等は協賛会員とすることがある。

## (会員資格の喪失)

第6条 電波法に違反し免許の取り消しを受けた時、会費を滞納した時、会の事業を、故意に妨害し又は、本会の名誉を傷つけた時は、その資格を失う。

## (入会金と会費)

第7条 1. 入会金は1,000円とし、会費は年額2,400円とする。常置場所を同じくする家族会員は、半額とする。  
但し、ワッペン、会員印(ゴム印)は実費(入会申込書に定める)とする。  
2. 会員継続会費は、新年度の4月1日より4月30日迄に入金を必要とし期日遅延の継続者は再入会扱いとする。  
3. 年度途中新入会者の会費は月割り会費(月額200円)を支払うものとする。  
4. 再入会時の入会金は、1会計年度内は無料とし、会費は2,400円を支払うものとする。  
5. 入会金及び会費の返還は、行わないものとする。

## (会計年度)

第8条 毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

## (役員)

第9条 愛好会には次の役員を置く。  
1. 会長 1名。  
2. 顧問・相談役・副会長・若干名。  
3. 事務局・会計・各1名。  
4. 役員 若干名。  
5. 会長が特に必要と認めたもの。

( 役員の選出 )

第 1 0 条 愛好会の役員の選出方法は次の通りとする。

- 1 . 会長は総会において正員の中から選挙又は推薦で決める。
- 2 . 顧問 . 副会長 . 会計 . 事務局 . 役員は正員の中から会長が選出する。
- 3 . 役員の再任は防げない。

( 役員の任期 )

第 1 1 条 この愛好会の役員の任期は 2 年間とし欠員補充で就任した役員はその残りの期間とする。

( 役員の業務分担 )

- 第 1 2 条
- 1 . 会長はこの愛好会の代表者で有り , 全体をまとめる。
  - 2 . 副会長は会長を補佐し不在の時はその代行をする。
  - 3 . 役員は会長を助け愛好会の業務を行う。
  - 4 . 会計は愛好会の会計業務を行う。
  - 5 . 事務局は , 愛好会の運営に関する事務的業務を行う。

( 会議 )

第 1 3 条 愛好会の会議は次の通りとする。

- 1 . 毎年 1 回開催し役員改選や事業計画案 , 予算案 , 事業報告 , 決算等の審議や重要事項の審議を行う。
- 2 . 役員会は役員で構成し常時必要に応じ会長が召集し開催する。
- 3 . 総会 , 役員会では 3 分の 1 以上の出席と過半数の賛成を必要とし , 総会における委任状は出席とみなす。

( 総会の付議事項 )

第 1 4 条 総会に付議する事項は次の通りとする。

- 1 . 会則の改正。
- 2 . 事業計画 , 予算 , 決算。
- 3 . 会長の選出。
- 4 . その他愛好会の運営の為に必要な事項。
- 5 . 総会の議長は会長が指名する。

役員会に付議する事項は次の通りとする。

- 1 . 愛好会を円滑に運営するため日常必要な事項。
- 2 . 会員の入退会の報告。
- 3 . 会員名簿の作成 , 会報の発行の打合せ。
- 4 . ミーティング , コンテスト等実施の打合せ。
- 5 . その他会則に定められていない事項。

( 弔意 )

第 1 5 条 会員への弔意、弔電は次の通りとする。

- 1 . 会員死亡の場合 : 弔慰金 ¥ 5 0 0 0 + 弔電
- 2 . 両親、配偶者、子 ( 何れも同居 ) の死亡の場合 : 弔電

( 会計監査 )

第 1 6 条 会計監査は , 一般の正会員の内から会長が選出し , 愛好会の業務及び会計の監査を行う。

この会則は昭和 6 3 年 4 月 1 7 日より施行。( 発足昭和 5 3 年 3 月 1 2 日 )

平成 7 年 4 月 1 6 日一部改正する。平成 1 2 年 4 月 0 9 日一部改正する。

平成 1 6 年 4 月 1 8 日一部改正する。平成 1 7 年 4 月 1 0 日一部改正する。( 第 1 5 条追加 )